

船橋市宅地開発要綱等に関する環境保全課との協議項目

1. 建設作業（大気・騒音係）

- 周辺住民に工事内容を十分説明し、付近への影響(騒音・振動・粉じん)に配慮した工事手法を採用すること。
特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、作業開始の日の7日前までに届出すること。

2. 大気（大気・騒音係）

(1)ボイラーの設置

伝熱面積が5㎡以上のボイラーは大気汚染防止法又は市条例の届出対象になるため、設置工事の開始日の60日前まで(市条例に該当する場合30日前まで)に届出すること。

(2)蒸気返還装置の設置

ガソリンスタンドの設置にあたっては、地下タンク内の蒸気を有効に移動タンク貯蔵所のタンク内に返還する蒸気返還装置の設置に努めること。

3. 騒音・振動（大気・騒音係）

(1)送風機・室外機等の設置

浄化槽等の送風機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上)、空調用の圧縮機等が法・市条例の特定施設(能力規定有)に該当する場合、設置工事の開始日の30日前までに届出すること。

※敷地の周辺おおむね 50m 以内に学校などがある場合、規制基準について留意すること。

(2)機械式駐車場

機械式駐車場を設置する場合は、周辺環境(高さ・騒音・振動等)に配慮すること。

(3)航空機

購入(入居)希望者等に航空機騒音による影響について周知すること。

(4)鉄道

近隣の鉄道による騒音・振動の影響について周知すること。

(5)アイドリングストップ

20 台以上または 500 ㎡以上の駐車場を設置する場合、千葉県環境保全条例に基づきアイドリングストップの看板を設置すること。

(6)商業地域

周辺が商業地域であることの影響を周知すること。

4. 悪臭（大気・騒音係）

- 臭気が発生する可能性のある施設(飲食店、浄化槽等)やデスポーザーを設置する場合、排出口の位置は十分に配慮すること。

注 意 !

特定建設作業の届出日の算出には、**提出日が含まれません。**

そのため、届出書の提出は余裕を持って行ってください。

例

日	月	火	水	木	金	土
	届出提出	1日	2日	3日	4日	5日
6日	7日	作業開始日				

届出書提出日を含めた場合、8日前までに届出が必要です。

5. 水質（水質・地質係）

□ (1) 浄化槽

人員算定の結果、201人槽以上の浄化槽を設置する場合は水質汚濁防止法等に該当する（市内一部の地域を除く）ため、設置工事の開始日の60日前までに届出すること。

□ (2) 飲食店等

飲食店及び集団給食施設等については、延べ床面積・食数等により水質汚濁防止法・市条例の特定施設に該当するため、設置工事の開始日の60日前まで（市条例に該当する場合30日前まで）に届出すること。

□ (3) 建設工事に伴う排水等

建設工事に伴って発生する汚水等により、河川等の公共用水域を汚濁させないこと。
また、掘削等により地下水の湧出が伴う場合は、周辺の地盤沈下等に配慮すること。

□ (4) 地下水のかん養

地盤沈下防止のため、雨水等を地下に浸透させ、地下水のかん養に努めること。

6. 給水施設（水質・地質係）

□ 地盤沈下防止のため、原則として公営水道を使用し、地下水を使用しないこと。ただし、地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難な場合は、市と協議すること。

7. 土壌（水質・地質係）

□ 土地の形質の変更（盛土または掘削）であって、その部分の面積の合計が3,000㎡以上となる場合は土壌汚染対策法に該当するため、土地の形質の変更に着手する30日前までに届出すること。

8. 地球温暖化防止推進（環境政策課 温暖化対策係）

□ 地球温暖化防止のため、省エネ型の空調・照明機器、太陽光発電システム、二重窓等エネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を検討すること。また、省エネ型事業活動の推進に努めること。

9. その他

□ 各法令等に該当する届出等については、当課担当者と十分に協議すると共に遅滞しないこと。
協議項目に係る内容で周辺住民から苦情があった場合、誠意をもって対応すること。

各協議項目の詳細については下記にお問い合わせください。

大気・騒音係	水質・地質係	環境政策課 温暖化対策係
・建設作業 ・大気 ・騒音・振動 ・悪臭 ・協議全般	・水質 ・給水施設 ・土壌	・地球温暖化防止推進
TEL 047-436-2453	TEL 047-436-2456	TEL 047-436-2469
【FAX】 ・環境保全課：047-436-2446 ・温暖化対策係：047-436-2487	【Eメール】 ・環境保全課：kankyohozen@city.funabashi.lg.jp 温暖化対策係：ondanka@city.funabashi.lg.jp	